

# 大津市市道路線の認定等に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づく市道の路線の認定等について必要な事項を定め、もって市民の生活の利便の向上と、市民福祉の進展に資することを目的とする。

## (市道の基本要件)

第2条 市道として認定しようとする道路は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 系統的かつ交通上重要で一般的な道路
- (2) 国道又は県道の路線の廃止若しくは変更又は区域の変更等に伴い、その区間で市道として存置する必要がある道路
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による道路
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による道路
- (6) 前3号に掲げるもののほか、関係法令による道路
- (7) 公共事業により整備した道路（整備予定の道路を含む。）
- (8) 諸般の交通事情又は公共的見地から特に市道に編入することが適当と市長が認めた道路

## (市道の路線の認定)

第3条 市道の路線の認定は、次の各号のいずれにも該当する道路について行うものとする。ただし、諸般の事情により特に認定が必要と認めた道路及びこの要綱の施行の際現に市道として認定されている道路は、この限りでない。

- (1) 幅員が原則として4メートル以上（墓地道にあつては、2メートル以上）である道路。ただし、前条第2号に規定する道路、自転車専用道路、歩行者専用道路又は法令等により別段の定めがある道路については、この限りでない。
- (2) 公共上特に市道の路線の認定を必要とし、通行上支障のない道路。
- (3) 道路敷地の境界が確定（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は法務局備付けの地積測量図によりその境界が明らかである場合を含む。）している道路。
- (4) 本市が道路敷地を所有し、又は使用する権原を確保する条件を満たした道路。
- (5) 起点及び終点が国道、県道又は市道のいずれかに接続する道路。ただし、次のいずれかに該当する道路にあつては、道路の起点が国道、県道又は市道のいずれかに接続すること。
  - ア 法令の定めるところにより、本市が引継ぎを受ける道路
  - イ 公共的な施設へ通ずる道路
  - ウ 公共事業により整備した道路（整備予定の道路を含む。）
  - エ 建築基準法第42条第1項第2号又は第3号に該当する道路であつて、その延長が35メートル以上であるもの
  - オ 建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路であつて、その延長が35メートル以上であるもの又は本市への引継ぎを前提とした協議を経て築造されたもので市長が特に必要と認めたもの
  - カ 終点が通行の用に供されている里道、河川堤防道路等の国有地又は公有地に接続し、その先が国道、県道又は市道のいずれかに接続している道路

- (6) 沿道に独立して居住の用に供することができる家屋が現に2以上建築されている道路。ただし、墓地道、自転車専用道路、歩行者専用道路及び公共事業によるもの並びに法令の定めるところにより本市が引継ぎを受けた道路については、この限りでない。
- (7) 側溝、街渠、集水ます等の排水施設が具備されており、路面排水が適切に処理されている道路。

2 前項の規定にかかわらず、住民の申出により一団の住宅地内に位置する複数の道路の敷地を一括で本市が寄附を受ける場合において、その一部の道路の起点及び終点が国道、県道又は市道のいずれかに接続（終点が国道、県道又は市道に接続していない道路である場合は、前項第5号アからカまでのいずれかに該当するものに限る。）し、その全部が前項各号（第4号及び第5号を除く。）に該当する道路であるときは、一括で市道の路線として認定することができる。

（市道の路線の廃止及び変更）

第4条 市道の路線の廃止は、次の各号のいずれかに該当する道路について行うものとする。

- (1) 道路の新設又は改築により、既存道路を存置する必要がない道路
- (2) 公益上特に廃止を必要とし、道路管理上支障がない道路
- (3) 付近地域、沿道土地における情勢の変化等の事由により、これを廃止しても交通上支障がない道路
- (4) 廃止しても、別途国道若しくは県道のいずれかに認定され、又はその区域に含まれ、道路管理上支障がない道路
- (5) 路線の組替えによる道路

2 市道の路線の変更は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 市道の路線の変更により新たに市道となる道路が第2条各号のいずれかに該当するものであること。
- (2) 市道の路線の変更を行った場合における当該変更後の市道が前条第1項各号のいずれにも該当するものであること。

（手続）

第5条 市道の路線の認定を申し出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、法令の定めるところにより、本市が引継ぎを受ける道路については、この限りでない。

- (1) 市道路線認定申出書
- (2) 位置図（縮尺3,000分の1以上）
- (3) 一般平面図（縮尺500分の1以上）
- (4) 実測求積平面図（縮尺500分の1以上）
- (5) 道路附属物及び占用物件表示図
- (6) 地積図
- (7) 道路敷となる私有土地調書
- (8) 道路用地寄附申出書
- (9) 登記事項証明書
- (10) 土地所有者の印鑑証明書
- (11) 登記承諾書

2 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは、次の書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 認定すべき道路の構造図

- (2) 橋梁に関する調書及び図面
- (3) 関係道路に附属する構造物等の詳細図
- (4) その他必要と認められるもの

3 前2項の規定は、市道の路線の変更について準用する。

(費用の負担)

第6条 市道の路線の認定の申出に関して必要な費用は、道路用地の取得に係る所有権移転登記に要する費用を除き、全て申出者の負担とする。ただし、特別の事由により申出者の負担に耐えないと認めるときは、この限りでない。

2 市道の路線の認定の申出に関して、道路の整備は、申出者において行うものとする。ただし、特別の事由により申出者の負担に耐えないと認めるときは、認定後年次的に行うことができるものとする。

3 前2項の規定は、市道の路線の変更について準用する。

(議案の提出)

第7条 市道の路線の認定、廃止及び変更の議案の提出は、6月及び11月の年2回とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和47年8月15日から施行する。

2 市道認定基準要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。